

「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出方法について

「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算出についても、「教育・保育」の量の見込みと同様に、国からアンケート調査の結果を使った標準的な算出方法が示されている。また、当該算出方法によらずに、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないものともされている。

（１）アンケート調査結果を活用し「量の見込み」を設定するもの

①時間外保育事業（延長保育事業） <区域東部・西部の2区域に分けて量の見込みを算出>

【対象となる潜在的な家庭類型】A、B、C、E ※0～5 歳児

【利用意向率】上記の対象のうち、「認定こども園」「保育所」等を利用中及び利用を希望するもの、かつ利用希望時間に 18 時以降が含まれる回答をした割合

【算出方法】 $\text{「対象の家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向率（割合）」} = \text{「量の見込み（人）」}$

②一時預かり事業

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり>

ア) 1 号認定による一時預かり

【対象となる潜在的な家庭類型】C'、D、E'、F ※3～5 歳児

【利用意向】上記の対象のうち、「幼稚園」「認定こども園」を利用中及び利用を希望する割合と、その年あたりの平均利用日数・平均利用希望日数を乗じたもの

【算出方法】 $\text{「対象の家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向」} = \text{「量の見込み（人）」}$

イ) 2 号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭)による一時預かり

【対象となる潜在的な家庭類型】A、B、C、E ※3～5 歳児

【利用意向】利用意向率（1.0 で固定）と、2 号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される家庭の年あたりの就労日数を乗じたもの

【算出方法】 $\text{「2 号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される家庭数」} \times \text{「利用意向」} = \text{「量の見込み（人）」}$

<その他の一時預かり（保育所等）>

【対象となる潜在的な家庭類型】全ての家庭類型 ※0～5 歳児

【利用意向】上記の対象のうち、「認定こども園」「保育所」等を利用中及び利用を希望する割合と、その年あたりの平均利用日数・平均利用希望日数を乗じたもの

【算出方法】 $\text{「全ての家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向」} - \text{「上記幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み」} = \text{「量の見込み（人）」}$

③病児・病後児保育事業

【対象となる潜在的な家庭類型】A、B、C、E ※0～5 歳児

【利用意向】上記の対象のうち、「病児・病後児保育」を利用中及び利用を希望する割合と、その年あたりの平均利用日数・平均利用希望日数を乗じたもの

【算出方法】 $\text{「対象の家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向」} = \text{「量の見込み（人）」}$

（２）小学生を対象に実施したアンケート調査結果を活用し「量の見込み」を設定するもの

①放課後児童健全育成事業（児童クラブ） <小学校 27 校区を各区域として量の見込みを算出>

【対象となる潜在的な家庭類型】全ての家庭類型

【利用意向率】上記の対象のうち、「放課後の時間に過ごさせたい場所」で「放課後児童クラブ」を選択した割合（低学年、高学年ともに同じ方法にて利用意向率を算出）

【算出方法】 $\text{「対象の児童数（人）」} \times \text{「利用意向率（割合）」} = \text{「量の見込み（人）」}$

（３）アンケート調査結果及び利用実績等を活用し、「量の見込み」を設定するもの

①地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ） <子どもの利用人数で量の見込みを算出>

【対象となる潜在的な家庭類型】全ての家庭類型 ※0～5 歳児

【利用意向】上記の対象のうち、「利用していないが今後利用したい」と回答した人数の割合と、その月あたりの平均利用希望回数を乗じたもの

【算出方法】 $\text{「対象の家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向」} + \text{直近の利用実績} = \text{「量の見込み（人）」}$

（４）アンケート調査によらず利用実績等を活用し、「量の見込み」を設定するもの

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ・こども家庭センター）

②子育て短期支援事業（ショートステイ）

③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

⑤養育支援訪問事業

⑥子育て世帯訪問支援事業

⑦妊婦健診事業

（５）現時点にて事業実施予定なしのもの

①児童育成支援拠点事業

②親子関係形成支援事業